

住宅取得に伴う借入金の利子補給金

Q : 当社では、住宅取得のために銀行から借入を行っている従業員に対し、利子補給金を支給しています。この利子補給金について税務上の特典はありますか？

A : 従業員が銀行等から借入れた住宅取得資金の利子について、会社が利子補給をした場合、その従業員が受ける一定の経済的利益は非課税となります。

【解説】

会社が、住宅取得資金を銀行等から借り入れた従業員に対して、その住宅取得資金の利子に充てるために支給した利子補給金のうち、平成16年12月31日までの間に支払う利子に充てられたものは給与として課税する必要がありません。ただし、支払いを受ける金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額については課税されます。これは、住宅取得促進を目的とした特別措置で、課税される金額は、次の算式で計算した金額です。

「その借入金につき年1%の利率で計算した利子相当額－（その借入金につき実際に支払われる利子の金額－利子補給金の額）」

つまり、利子補給を受けても、実質負担が1%以上となる場合の経済的利益は非課税となりますが、実質負担する利率が1%未満となる場合は、1%と実質負担する利率との差額の利子相当額が課税対象となるわけです。

なお、この制度は、役員やその親族などの特殊関係者については適用がありません。

